

3 障害のある人が社会参加できる社会へ

■ 本県のこれまでの施策

本県は、平成 13 年に策定した「21 世紀あいち福祉ビジョン」を障害者基本法に基づく県障害者計画と位置付け、障害のある人の自立と社会参加の支援を目的に、施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

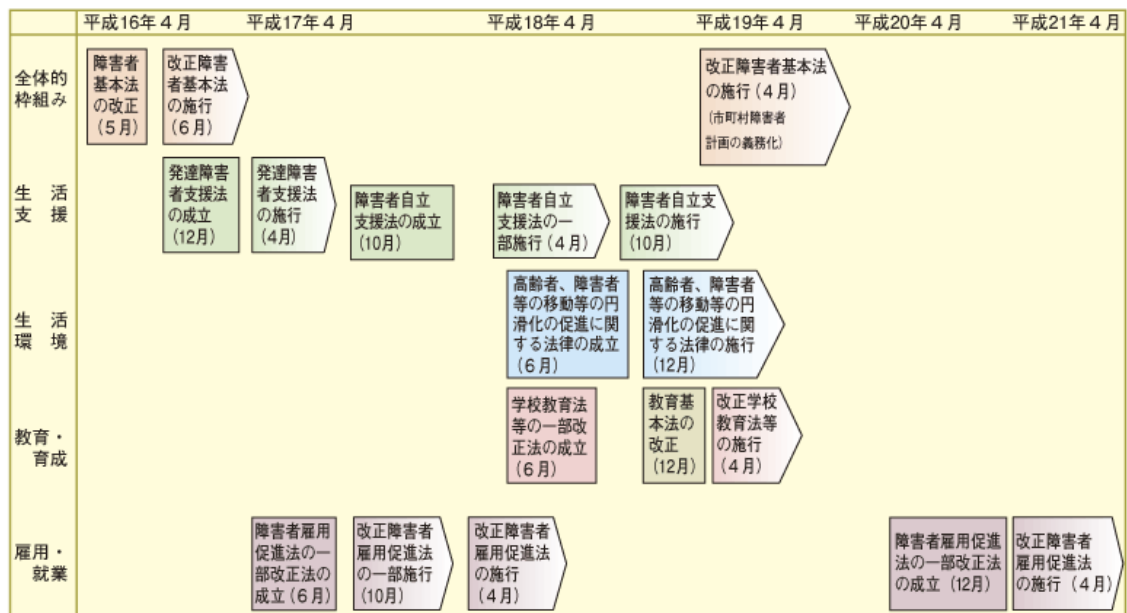
■ 国の制度・施策の充実

国においては、平成 14 年に障害者基本計画が閣議決定され、平成 19 年には重点施策実施 5 か年計画が障害者施策推進本部において決定されました。これらの計画には、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」とすることを目指すべき社会の姿とし、その実現を図るための施策が記載されています。

平成 16 年には障害者基本法が改正され、基本的理念として障害を理由とする差別等の禁止が規定されたほか、都道府県及び市町村における障害者計画の策定の義務化などが規定されました。

これと平行するように、下図（表）のとおり、障害のある人に対する施策の各分野において、支援の充実・強化が行われました。

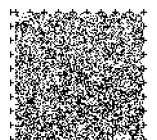
【平成 16 年以降の主な制度改正（法整備）】



資料：内閣府

音声コード添付イメージ：

本会議資料は、複写機でコピーされているため、読み取り機では、読み取れません。



□ 各分野の制度改革の状況

生活支援分野	平成 16 年:「発達障害者支援法」成立 従来、身体障害、知的障害、精神障害という 3 つの枠組みでは的確な支援が難しかった発達障害 ¹ のある人に対して、その障害の定義を明らかにするとともに、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて一体的な支援を行う体制の整備を行う
	平成 17 年:「障害者自立支援法」成立 障害があっても地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指す
生活環境分野	平成 18 年:「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー ² 新法)」成立 当事者の参画による基本構想の策定や、公共交通機関、道路、建築物のみならず、日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化を図る
教育・育成分野	平成 18 年:「学校教育法」の一部改正 一人ひとりの教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校 ³ の制度に転換する
	平成 18 年:「教育基本法」の全面改正 障害の状態に応じ十分な教育が受けられるよう、国及び地方公共団体が必要な支援を講じる義務を新たに明記
雇用・就業分野	平成 17 年:「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正 障害のある人の社会参加に伴いその就業ニーズが高まっており、その就業機会の拡大による職業的自立を図ることが必要なことから、精神障害のある人に対する雇用対策の強化等を行う
	平成 20 年:同法の一部改正 中小企業における障害のある人の雇用の一層の促進等を行う

1 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害、その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害。

2 バリアフリー：高齢者、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味で、もともと住宅建設用語で登場し、段差等障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人などの社会参加を困難としている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をいう意味でも用いられる。

3 特別支援学校：平成 19 年 4 月から学校教育法の改正により、盲学校、聾学校及び養護学校が「特別支援学校」として一つに規定されることになった。本県では、視覚障害、聴覚障害のある幼児児童生徒に対する教育を主として行う特別支援学校としてそれぞれ盲学校、聾学校を、知的障害、肢体不自由のある幼児児童生徒及び病弱である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校として養護学校を設置している。

■ 国連における状況

国連においては、障害のある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約が平成 18 年に採択され、我が国は平成 19 年に署名しました。この条約は平成 20 年に発効しています。

■ 新たな政権による障がい者制度改革

平成 18 年の障害者自立支援法の施行に当たっては、原則一割の利用者負担への強い批判があり、訴訟も提起されるなど大きな問題となりました。

平成 21 年、障害者自立支援法の廃止を掲げた連立政権が樹立された後、障害者施策に関しては、同年 12 月に内閣に設置された障がい者制度改革推進本部のもとで、障害当事者を中心とする障がい者制度改革推進会議が開催され、制度改革に向けた検討が行われています。

この推進本部は、平成 20 年 5 月に発効した障害者権利条約の締結のために必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害のある人に係る制度の集中的な改革を行い、施策の総合的かつ効果的な推進を図るもので、当面 5 年間に制度改革に係る集中期間と位置付け、検討等を行うこととなっています。

平成 22 年 6 月には、政府は、この推進会議の第一次意見書を尊重し、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（次頁）を閣議決定しています。この中では、制度改革の基本的考え方と基本的方向、今後の進め方が示されています。

なお、このビジョンでは、現行の法令や制度との整合性を図りつつ、現時点で示されている国の新たな制度改革の方向性を可能な範囲で反映させています。

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（概要）
（平成 22 年 6 月 29 日閣議決定）

1 基礎的な課題における改革の方向性

（1）地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

- ・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
- ・虐待のない社会づくり

（2）障害のとらえ方と諸定義の明確化

- ・障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

（1）障害者基本法の改正と改革の推進体制

- ・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
- ・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
- ・改革の集中機関終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担うモニタリング機関の法的位置付け 等

→平成 23 年に法案提出を目指す

（2）障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

- ・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→平成 25 年に法案提出を目指す

（3）「障害者総合福祉法」（仮称）の制定

- ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→平成 24 年に法案提出、25 年 8 月までの施行を目指す

<施策体系>

1 障害のある人の自立を支える環境の構築

障害のある人の尊厳が重んぜられ、差別や虐待その他の権利利益の侵害を受けることなく自立して生活できる環境が整うよう、学校教育その他の場において共生社会の理念の普及を図るとともに、人にやさしい街づくりを進めます。

2 障害の早期発見と療育支援

障害の早期発見により、障害のある子どもが早い時期から適切な療育が受けられるよう相談体制の充実を図るとともに、ニーズを重視した適切な教育的支援を行い、地域で健やかに成長できるよう支援します。

3 障害のある人の自立と地域生活の支援

障害のある人が、自ら選択する地域において安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう支援の充実を図るとともに、社会・経済その他あらゆる分野の活動に参加できるよう支援します。

(1) 地域生活を 24 時間支える体制の整備

ニーズに応じたサービスを自ら主体的に選択・利用しながら、安心して地域生活を営めるよう、住まいの場の確保、日中活動の場の確保等を支援します。

また、必要なサービスの選択や権利を侵害されないよう、身近な地域で適切な相談ができる体制を構築し、相談機能の充実と権利擁護の推進を図ります。

(2) 施設・病院から地域生活への移行支援

自ら選択する地域で自立した生活ができるよう、入所施設や精神科病院の社会的入院者の地域生活への移行や、民間企業等での就労を支援します。

(3) 雇用・就労の支援

愛知労働局等と連携し、雇用促進と職場定着を支援します。さらに、特別支援教育においては、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

1. 障害のある人の自立を支える環境の構築

【2025 年に向けた課題と取組の方向性】

■ 共生社会の実現

平成 14 年に国が策定した障害者基本計画においては、我が国が目指すべき社会は障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会であるとされています。また、共生社会においては、障害のある人は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担するとあります。障害のある人の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが必要です。

■ 幼少期から理解を深めること

そのためには、障害の有無にかかわらず、地域でありのままに一緒に生活していく社会こそが望ましい社会であるということを、幼少期から地域で生活する中で、あるいは学校教育の場で私たち一人ひとりが理解を深めていくことが非常に重要となります。

■ 人にやさしい街づくり

さらに、公共交通機関、道路や建築物等が、その構造や設備上の問題により、移動や利用を困難にさせる等生活環境面から障害のある人の地域生活を制限しないよう、人にやさしい街づくりを進めていくことも必要です。

■ 障害のとらえ方の変更とその影響

現在議論されている、国の制度改革における基本的な考え方において、障害のある人が受ける制限は社会のあり方との関係によって生ずるものという視点が提示されており、今後、障害のとらえ方が変更される可能性があります。

これにより、施策の対象としての「障害のある人」の範囲が変化し、支援の必要総量のみならず、適切な支援の方策など、支援の質の面でも新たな取組が必要になってくることを見込まれます。

【2015年までの取組】

■ 心のバリアフリーの推進

幼い頃からの障害及び障害のある人についての理解を促進するため、交流教育の実施や小・中学校等における「総合的な学習の時間⁴」などを活用して、理解を深める体験的な福祉教育を積極的に推進します。

高等学校においては、「福祉」などの教科指導を通じて理解を深めるとともに、介護体験等を実施することにより、福祉教育を推進します。

地域においては、共生社会の理念の普及を図るため、障害者週間及び発達障害啓発週間を始めとする各種イベントによる啓発活動や、NPO等各種団体と協働で心のバリアフリーを推進する事業の実施、福祉施策を紹介するガイドブックの配布やインターネットによる情報提供など、広報・啓発活動の充実を図ります。

■ ハード面のバリアフリーの推進

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づいて、市町村との連携を強化し、継続して、人にやさしい街づくりの推進を図ります。

障害のある人が日常よく利用する建築物、道路、公園、公共交通機関が一体となったバリアフリー化を引き続き促進します。

新たに供用する公園については、法令及び条例を遵守してバリアフリー化を進めます。供用中の公園については、都市部など利用率が高い公園から順次バリアフリー化を進めます。

【高齢者等にやさしい居住環境の整備の数値目標】

(出典：あいち住まい・まちづくりマスタープラン 2015に関する指標)

項目	マスタープラン策定時	平成 20年度末	目標値(平成 27年度)
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	12% (平成 15年)	—	30% (平成 27年)
人にやさしい街づくり条例適合証交付施設	4,500 施設 (平成 17年)	6,717 施設	12,000 施設 (平成 27年)
主要駅周辺の道路のバリアフリー化率	37% (平成 14年)	52.9%	約 60% (平成 19年)

⁴ 総合的な学習の時間：教科の枠をこえて、具体的な課題や体験に即して調査や討論などにより、問題解決能力を育て、学び方やものの考え方を身に付けることなどをねらいとして、各学校において創意工夫を生かして行う学習活動。

2. 障害の早期発見と療育支援

【2025年に向けた課題と取組の方向性】

■ 障害の早期発見と早期療育

障害の早期発見と早期療育は、その後の障害の軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、妊産婦の健康指導や健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査等の実施により、障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療を図ることが望まれます。

■ 障害の重度化・多様化への対応

障害のある子どもが増加するとともに、障害の重度化や知的障害を伴わない発達障害等、障害が多様化しています。障害のある子どもも他の子どもと同じ一人の子どもであり、一人ひとりの障害に応じた適切な支援を通して、障害のある子どもとその家族が地域で安心して生活できることが必要です。

■ 発達障害のある子どもの早期支援

できるだけ早期に専門的な支援を行うことが、障害のある子どもの育ちのためには非常に重要ですが、特に発達障害のある子どもについては、知的障害を伴わないケースもあること等から、健診のみでは発見が難しく、家庭や保育、教育の現場等の日常生活の場において、「気になる子」としてはじめて気付かれることが多くあります。障害の確定診断に関わらず、「気になる子」の段階で早期に適切な支援につなげていくことが重要です。

■ 重度の障害のある子どもへの支援

重度の障害のある子どもが増えていますが、本県のこれらの子どもをケアできる施設の定員は、人口比で極めて不足しているため、その多くが家庭で生活しています。

しかし、医療的ケアに対応できる在宅サービスが少ない等、重度の障害のある子どもに対応できる支援が限られていることから、家庭における子育ての負担が非常に大きくなっています。このため、重度の障害のある子どもの生活を支える支援が重要となっています。

■ 障害のある子どものいる家族への支援

障害のある子どもを育てていくことに伴う家族の悩みや不安、負担は非常に大きなものがあります。

親やきょうだいなど家族の疲労が大きく精神的にも余裕がない状況は、子どもの育ちにも何らかの影響を与える恐れがあるため、身近な地域に相談窓口を設ける、家族同士の交流を促進する等、家族への支援の充実も併せて図る必要があります。

■ 障害のある子どもへの教育的支援と関係機関の連携

すべての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加するためには、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、乳幼児期から学校卒業後までの各ライフステージにおいて一貫した計画的な途切れのない支援が必要です。

また、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症等教育・療育に特別のニーズのある発達障害の子どもについて、適切な教育的支援を行う必要があります。

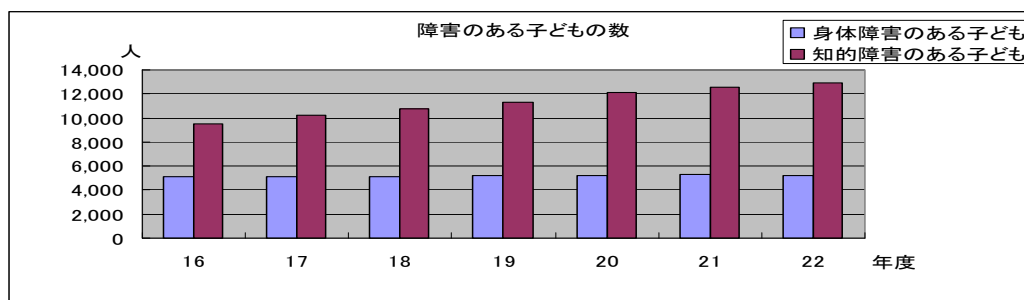
さらに、近年の障害の重度・重複化や多様化の状況を踏まえ、教育・療育機関の充実を図り、地域や障害のある子どもの多様なニーズにこたえるため、学校と地域の保健、医療、福祉分野等の関係機関が連携・協力する必要があります。

そして、それらの連携・協力が、子どもにとって障害の有無にかかわらず居場所があり、生き生きと生活できる共生社会の構築につながることを望まれます。

■ 県立知的障害養護学校の過大化解消

特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒の割合が増加したこと、中学校特別支援学級卒業者の知的障害養護学校高等部への進学率の上昇などを要因にして、知的障害養護学校に在籍する児童生徒数が増加し、大規模化、狭隘化が進み、教育環境の整備が大きな課題になっています。

【障害のある子ども(身体障害者・療育各手帳所持者)の数】



【2015年までの取組】

■ 障害の早期発見と子どもや親への支援

障害の原因となる疾病等の予防と早期発見・治療等を推進し、また、それにより障害からの回復や軽減を図るため、県においては先天性代謝異常⁵等の検査をすべての児童がもれなく検査できるよう、普及啓発に努めます。

検査や健康診査等により異常の発見された児童については、保健所における療育指導を充実するとともに、保健分野、医療分野、及び母子通園施設など福祉分野の関係機関の連携を図りながら、療育指導の支援が受けられるよう特に福祉分野の支援体制を整備します。

また、県は専門的、広域的立場から、市町村が実施している妊産婦や乳幼児期の健康診査等を支援し、相談支援を始めその充実を図ります。

■ 発達障害や重症心身障害の子ども等への支援のための心身障害者コロニーの再編

心身障害者コロニーを、医療支援部門、地域療育支援部門、研究部門を持つ障害のある人の地域生活を支援する拠点となる「療育医療総合センター(仮称)」へ再編します。

特に、医療支援部門では、心身の発達障害に関する高度で専門的な医療と重症心身障害児(者)に対する支援などを行い、地域療育支援部門では、人材育成等地域療育の充実に向けた、広域的で専門性の高い支援を行います。

■ 療育支援、重度の障害のある子どもへの支援

障害のある子どもやその家族が安定した日常生活を過ごし、身近な地域で早期に相談や福祉サービスが受けられるよう、障害児等療育支援事業⁶を実施する施設の拡充や医療的ケアに対応した在宅サービスの拡充など、療育に係る各種施策を充実していきます。

■ 第二青い鳥学園(療育拠点施設)の再整備

尾張地域については青い鳥医療福祉センターが、三河地域については第二青い鳥学園が療育の拠点施設となっておりますが、第二青い鳥学園については、近年の三河地域における重症心身障害児施設に対する需要の高まりを踏まえた、施設機能・運営体制の再整備を図ります。

⁵ 先天性代謝異常：生まれつき身体の中にある物質(酵素)の働きが悪いために発症する疾患群。新生児を対象に血液によるマス・スクリーニング検査を実施し、早期に発見・治療を行うことにより、知的障害等の心身障害を予防することが可能。

⁶ 障害児等療育支援事業：対象者が通所している施設等に訪問し療育相談を行う。在宅の対象者やその家族から外来で相談を受ける。施設職員など支援者向けの研修会を開催する。などの事業。

■ 発達障害のある人への支援

発達障害のある人に対しては、専門的な拠点機関であるあいち発達障害者支援センターの機能を充実させ、地域の医療分野、福祉分野の関係機関や、市町村保健センターなどの保健分野、ハローワークなどの労働分野のネットワークを通じ、乳幼児期から成人期までの生涯を通じて一貫した支援ができるよう、専門的な支援策を展開していきます。

■ 障害のある子どもへの教育的支援の推進

障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うとともに、特別支援学校のセンター的機能のより一層の充実を図り、特別支援教育を推進していきます。

■ 県立知的障害養護学校の過大化解消

一宮東養護学校及び佐織養護学校の過大化解消を図るために、元平和高等学校の敷地を活用して、平成 26 年度に、新設の養護学校を開校します。

また、その他の学校についても、県有施設を活用した養護学校の新設や、通学区域内の市町への働きかけを含めた解消策など、具体的な方策について順次検討を進めていきます。

3. 障害のある人の自立と地域生活の支援

(1) 地域生活を24時間支える体制の整備

【2025年に向けた課題と取組の方向性】

■ 地域生活を支えるサービスの充実

障害のある人が、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域において自立し安心した生活を営むには、ニーズに応じた様々なサービスを組み合わせて利用する必要があります。

なかでも、住まいの場の確保が重要となります。

さらに、障害のある人のニーズに応じて利用できるようホームヘルプ等の在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。

■ 地域生活を支える相談支援体制の構築

必要なサービスを組み合わせて利用するためには、身近な地域で適切な相談支援が受けられる体制の構築が特に重要であり、そのための質の高い人材の養成も必要です。

■ 情報保障・コミュニケーション支援

自ら選択するためには、選択肢について十分な情報を得られ、適切に判断できることが必要です。

そのため、視覚・聴覚障害、知的障害のある方も選択ができるよう、音声による案内や拡大文字の使用、電光掲示板の設置や筆談、絵や写真を使ったゆっくりとした分かりやすい説明など、障害の特性に応じた適切な方法で情報が提供されることが必要であり、コミュニケーションにおいても手話通訳者や要約筆記者による適切な支援が必要です。

■ 権利擁護の促進

障害のある人の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な人には、権利擁護を目的とした支援の仕組みの利用の促進を図る必要があります。

■ 「障害のある人」の新たな定義とそれに伴う支援策

現在、障害のある人は、関係法律により、身体障害者・知的障害者・精神障害者及び発達障害者が規定されていますが、国の制度改革の基本的考え方によれば、従来の「医学モデル⁷」による定義ではなく、難病のある人を始め、社会の在り方との関係によって制限が生ずる者との視点が示されています。このような観点から、今後は、制度の谷間のない、量的にも質的にも幅広い新たな支援が必要となってきます。

【2015年までの取組】

■ 地域生活を支え、社会参加を促進する支援

障害のある人が、そのニーズに応じたサービスを自ら主体的に選択し、利用しながら、地域で安心して自立した生活を営めるよう、グループホーム等住まいの場の確保、日中活動の場等の確保、社会参加を支援します。

特に、障害のある人が地域で暮らすために有効な住まいの場であるグループホーム・ケアホームについては、整備費等、運営費等にも助成することにより設置を促進します。

そのほか、民間住宅への入居支援の充実を図るとともに、県営住宅家賃の減額や優先入居、住宅改修費の助成も引き続き行います。

社会参加に関しては、障害のある人の体力増強と残存能力の向上等を図るとともに、障害のある人に対する県民の理解と関心を深めるため、引き続き、身体、知的、精神障害のある人のスポーツ大会への参加を支援します。

■ 介護等サービスの促進

地域で生活する障害のある人が必要に応じて利用できるよう、生活を支える中核的なサービスであるホームヘルプ等の訪問系サービスやショートステイなどのサービスの提供体制の充実を図っていきます。併せて、ヘルパーなど人材の養成を推進していきます。

自立した日常生活や社会生活ができるよう、訪問系サービスを始めとする必要な障害福祉サービスや相談支援等の見込量及びその確保策等を障害福祉計画に位置付けていますので、それに基づき各障害福祉圏域において、市町村と協働して必要なサービスの提供体制の構築を推進します。

⁷ 医学モデル：疾病や外傷が身体の機能障害を招き、これが日常生活の能力を傷害し、社会生活上の不利を招くという考え方で、障害は疾病と同様に個人の問題とする立場の考え方

■ 相談支援の充実等

障害のある人が、地域で安心して暮らすために、市町村が行う相談支援事業が適切かつ効果的に実施されるよう、各障害福祉圏域へのアドバイザーの配置や県障害者自立支援協議会による広域的な支援を行います。

併せて、相談支援従事者に必要な知識・技能を修得させる研修を実施し、資質の向上を図ります。

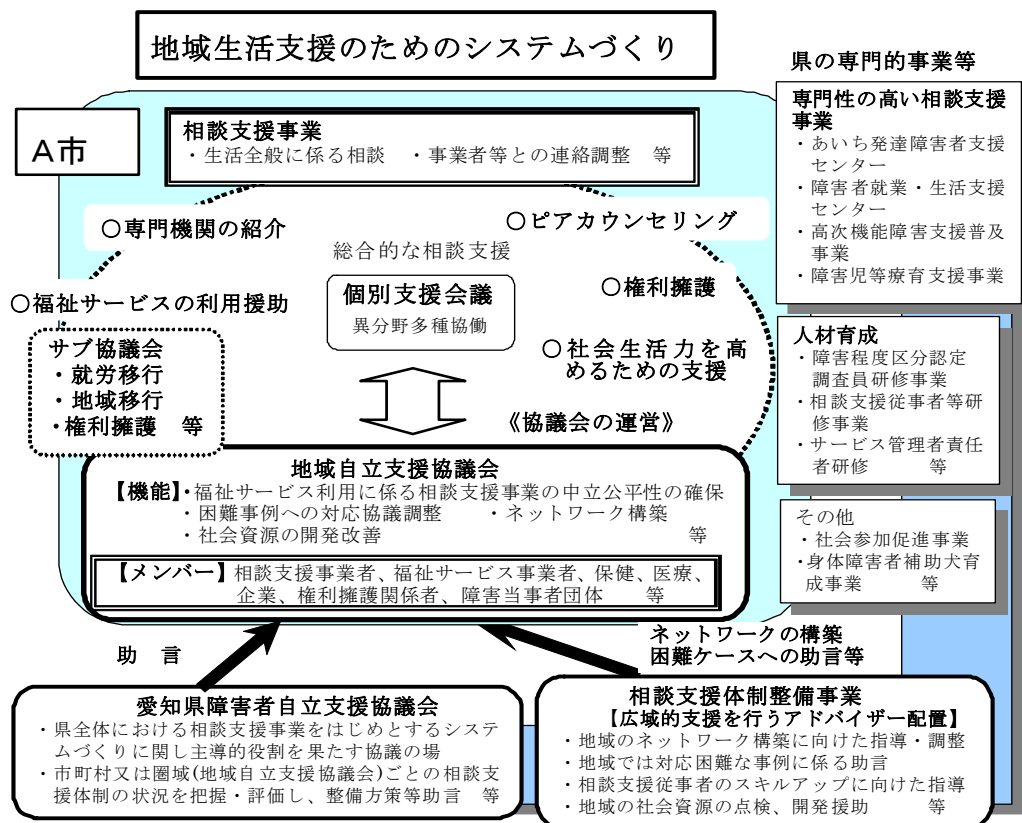
特に計画的な支援を必要とする人には、サービス利用計画を作成することにより、サービスの利用のあっせん・調整、生活全般の相談等を行います。

発達障害については、乳幼児期から成人期まで生涯を通じた支援体制が構築されるよう、市町村の体制づくりを支援するほか、あいち発達障害者支援センターによる市町村等への専門的な支援を行います。

高次脳機能障害のある人に対しては、名古屋市総合リハビリテーションセンターを拠点機関とし、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、研修等総合的な支援を図ります。

矯正施設⁸等からの退所者で帰住する所がない障害のある人に対しては、県地域生活定着支援センターが支援を行います。

【障害のある人の地域生活を支援するためのシステムづくり】



⁸ 矯正施設：刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院

■ 情報・コミュニケーション保障、権利擁護の推進等

情報・コミュニケーション保障の確保については、行政情報のホームページ等のバリアフリー化を推進する他、民間の事業者への情報保障の啓発、手話奉仕者指導員養成研修や点訳・音訳奉仕員養成研修の充実、派遣体制の充実強化、音声コード⁹の普及に努めます。

知的障害や精神障害のある人のうち判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、財産管理・福祉サービスの利用等を支援する日常生活自立支援事業¹⁰や成年後見制度¹¹の普及・啓発を図ります。

(2) 施設・病院から地域生活への移行支援

【2025年に向けた課題と取組の方向性】

■ 入所の福祉施設・精神科病院から地域での生活へ

障害のある人が社会から分け隔てられることなく、本人の意向に基づき地域において自立して日常生活や社会生活を営めるよう、福祉施設の入所者や、地域における受入条件が整えば退院可能な精神科病院の入院者（社会的入院者）が、自ら選択する地域へ居住の場を移すことを支援するとともに、移行後もその地域で安心して生活できるよう、生活を支援するシステムづくりの充実・強化が必要です。

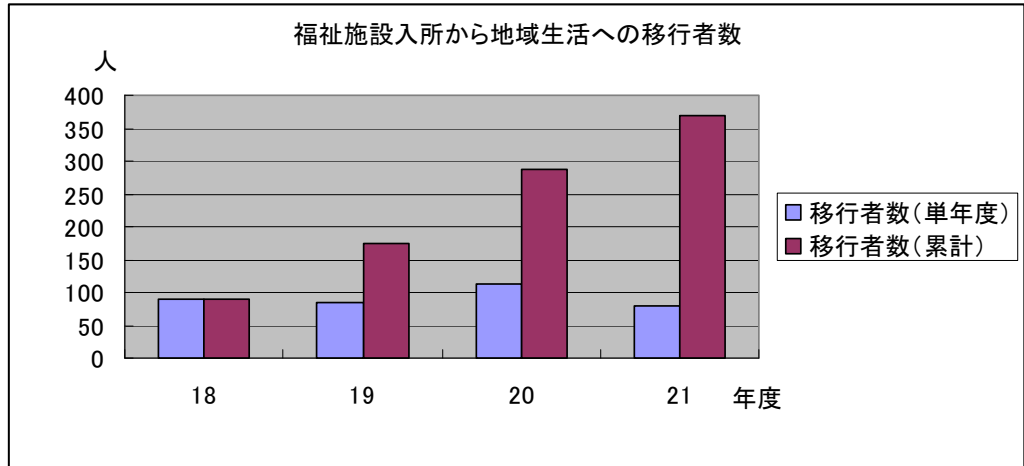
⁹ 音声コード：印刷物上の切手大の二次元記号で、デジタル化された文字情報を格納できる。コードを基に音声化する機械（活字文書読み上げ装置）を利用し、音声を出力することができる。

¹⁰ 日常生活自立支援事業：判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や、それに伴う日常的金銭管理を社会福祉協議会が行うことにより、自立した地域生活が送れるよう支援する事業。サービスを受ける場合には、利用料が必要。

¹¹ 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害のある人などで判断能力が不十分な人を保護するために、財産管理、介護や施設入退所などの契約、遺産分割、悪徳商法等の被害に遭う恐れがある場合に、家庭裁判所で決められた後見人等が本人を保護・援助する制度（法定後見制度）。後見人等は、障害のある人本人や親族等の申立てによって家庭裁判所が選ぶ。今後自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、任意後見人として頼みたい方との間で契約を結ぶ制度もある（任意後見制度）。

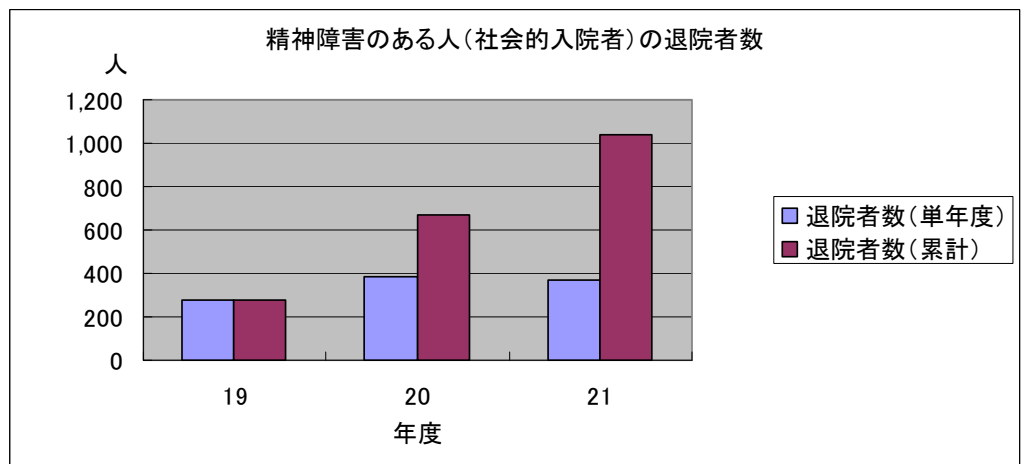
【県障害福祉計画における地域生活への移行に関する三つの目標の実績】

[目標1]:福祉施設入所から地域生活への移行者を、平成23年度末で、累計640人とする。



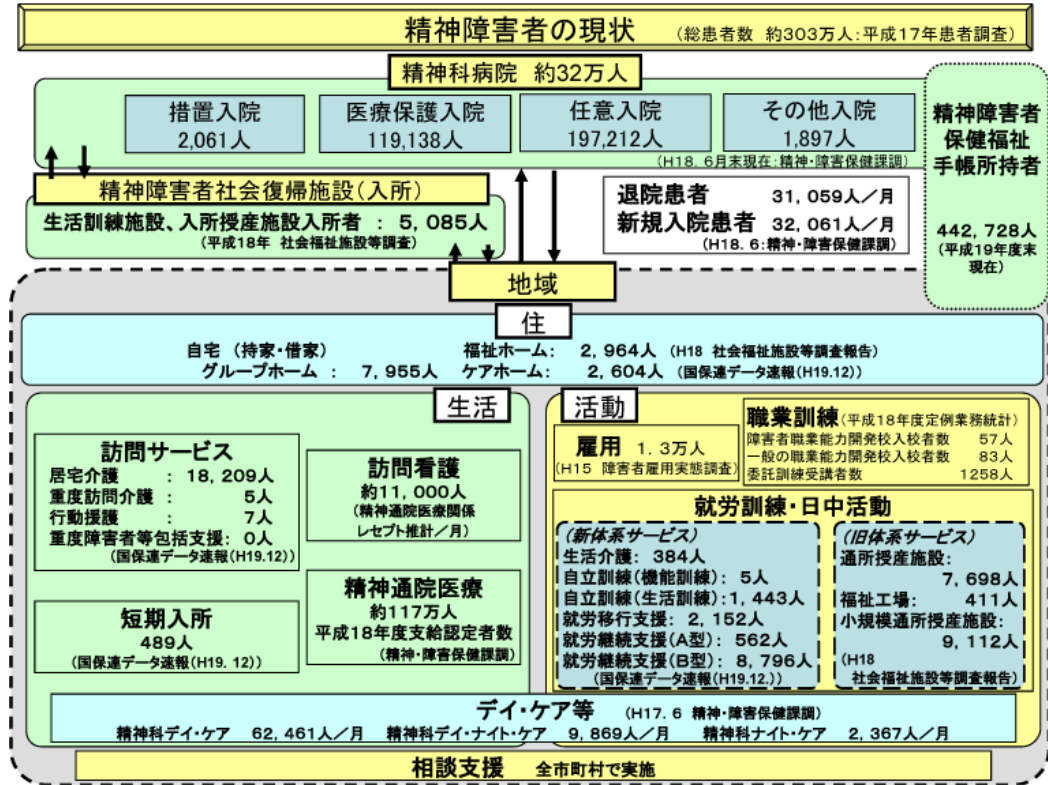
* 国の制度改革の動きの中で、旧体系サービスから新体系サービスへの移行を見合わせている施設があると考えられるため、引き続き移行の促進を図る必要があります。

[目標2]:精神障害のある人(社会的入院者)の退院者数を、平成23年度末で、累計835人とする。



* 指定相談事業者に配置した、退院可能者の個別支援に当たる地域移行推進員が、機能していると考えられますが、新たに1年以上の長期入院となる社会的入院者も増加していると考えられるため、引き続き退院促進を図る必要があります。

【参考：全国の精神障害のある人の状況】



【2015年までの取組】

■ 計画的・総合的に、市町村と連携して、支援する

県の障害福祉計画に沿い、福祉施設入所者の地域生活への移行や、社会的入院を余儀なくされている精神障害のある人の退院を積極的に支援します。

また、障害のある人が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、市町村が行う相談支援、移動支援、コミュニケーション支援などの地域生活を支援する事業を支援していきます。

■ 地域生活を広域的・総合的に支援するためのコロニーの再編

心身障害者コロニーは、入所者の計画的な地域生活への移行を進め、障害のある人の地域生活を広域的・総合的に支援する「療育医療総合センター（仮称）」に再編します。

■ 精神科病院から地域での継続的な生活への支援

特に、精神科病院に入院している精神障害のある人で、退院可能な人については、退院に向けた個別支援計画の作成、対象者本人や家族に対する移行に関した相談や助言など地域における生活への移行を支援する他、地域での生活が続けられるよう、退院後の生活に係る関係機関との連絡調整など支援体制の強化を図ります。

■ 障害のある人に対する偏見をなくすために

精神科病院や福祉施設の入院・入所者で地域生活が可能な人が、地域に移り安心して生活できるよう、地域における理解の促進を図ります。

具体的には、引き続き、「こころの健康フェスティバル¹²」を開催していく他、NPO等各種団体と協働し、障害のある人に対する偏見をなくすための事業を充実していきます。

¹² こころの健康フェスティバル：保健所が主唱し、地域関係者と一体となって精神保健福祉思想やノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るために実施している催し。

(3) 雇用・就労の支援

【2025 年に向けた課題と取組の方向性】

■ 雇用・就労の意義とその条件整備

雇用・就労は、障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害のある人が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、その特性に応じた条件の整備を図る必要があります。

■ 障害のある人を取り巻く関係機関の連携

障害のある人の就労を進めるためには、特別支援学校卒業時の就労、入所施設からの就労、在宅からの就労などについて、福祉・教育・労働分野の関係機関が連携して支援することが重要です。

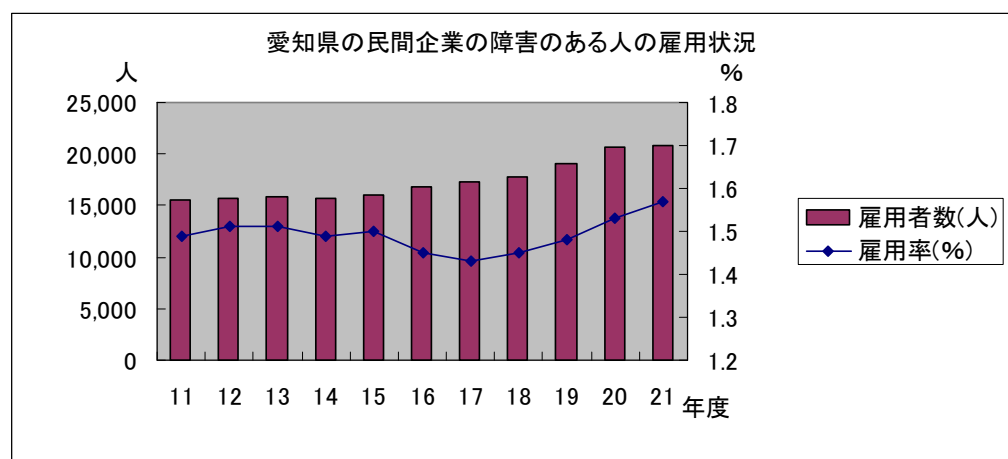
■ 施設から民間企業等への就労

特に、これまで福祉施設を利用していた障害のある人が、民間企業等に就労することは、自立した地域生活を安定的かつ継続的に営んで行く上で、大きな意味を持ちます。

■ 福祉施設での賃金アップ

一方、企業等での就労に比べ賃金の低い福祉施設での就労における工賃アップなども課題となっています。(平成 21 年度の平均工賃は 1 万 3 千円となっています。)

【愛知県の民間企業の障害のある人の雇用状況の推移(各年 6 月 1 日現在)】



【2015年までの取組】

■ 国の雇用支援機関との連携による雇用促進・職場定着

愛知労働局（国の機関）始め障害者雇用支援機関と連携・協力し、就職支援事業や雇用啓発事業等を行い、雇用促進と職場定着を図っていきます。

具体的には、次の施策を実施します。

障害のある人の求職活動を支援する専門相談窓口を産業労働センターに設置します。

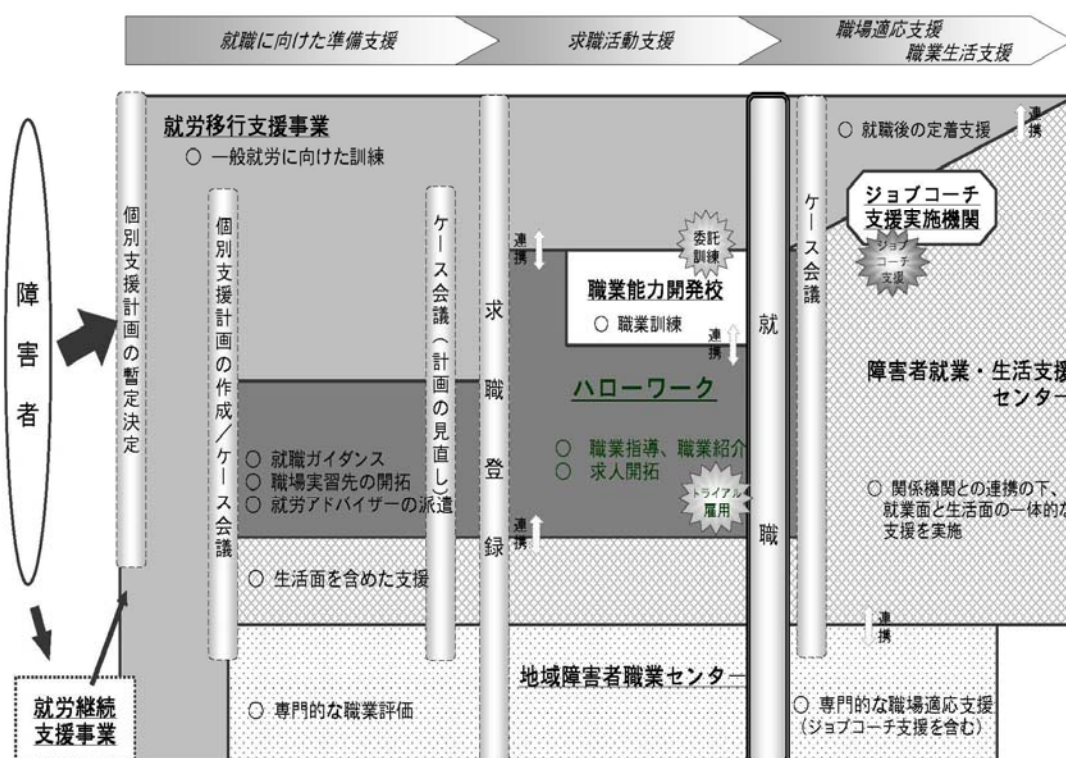
学卒者就職面接会、一般障害者就職面接会の効果的な開催を行います。

企業に対しては、経営者向けの障害者雇用企業見学会等、障害者雇用促進セミナーの開催、障害者多数雇用事業所の表彰など、障害のある人の雇用に対する理解・認識を深める取組や、法定雇用率達成に向けた啓発を強化します。

これらの企業への周知・啓発、障害のある人の雇用促進を図るとともに、就労後のフォローやサポート体制を構築し、職場定着を図ります。

【福祉施設を利用している障害のある人が就業・定着するまでの支援】

福祉施設を利用している障害者が就業・定着するまでの標準的な支援



■ 特別支援学校でのキャリア教育¹³の推進

特別支援学校において、小学部、中学部、高等部の各発達段階に応じた勤労観・職業観を育むため、自立と社会参加に向けたキャリア教育を推進します。

■ 就業と生活の一体的支援

障害のある人の就業支援と生活支援を一体的に行う、障害者就業・生活支援センター¹⁴による障害福祉圏域レベルの支援機能の充実を図り、きめ細やかで効果的な職業リハビリテーションの提供を推進します。

■ 職業能力の開発支援

愛知障害者職業能力開発校及び春日台職業訓練校において、障害のある人の能力に合わせたきめ細かい職業訓練の効果的な実施に努めます。

それとともに、企業・社会福祉法人・NPO 法人など多様な委託先を開拓し、障害のある人の能力・適性及び地域の雇用ニーズに対応した委託訓練を実施します。

平成 26 年には、本県において全国アビリンピック（全国障害者技能競技大会）を開催します。

■ 福祉施設で働く人の工賃水準の引き上げ

障害のある人が自立した地域生活を安定的かつ持続的に営んでいくことができるよう、コンサルタントを施設へ派遣するなどして、就労継続支援事業所や授産施設などで働く人の工賃水準の引き上げを支援します。

¹³ キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育

¹⁴ 障害者就業・生活支援センター：障害のある人の職業的自立のために、就業面及び生活面で一体的な支援を実施する社会福祉法人等で県の指定を受けたもの